

愛知県立千種聾学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめは、いじめを受けた幼児児童の心身に深刻な影響を及ぼしかねない行為であり、幼児児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、どの幼児児童でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から小さな兆候であっても見逃さないように努め、いじめを認知した場合は問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導にあたる。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、幼児児童と一定の人的関係にあたる他の幼児児童が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった幼児児童が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断、表面的・形式的にすることなく、いじめられた幼児児童の立場に立つて行う。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた幼児児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた幼児児童が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

2 いじめ防止等の対策について

(1) 校内体制について

いじめの兆候や懸念、幼児児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことなく、複数の職員が多面的に関わるなど組織として対応するために、以下のいじめ防止対策組織を設置する。

ア「いじめ不登校対策委員会」

【役割】

- ・ いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）の立案
- ・ 「対応支援チーム」との連携による校内体制の構築
- ・ 校内研修の企画と実施
- ・ いじめ防止のための年間計画の作成と実施や本基本方針の検証と見直し

【メンバー】

校長、教頭、部主事、教務主任、生活指導部主任、保健主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター（ひがしうら校舎は除く）、養護教諭（スクールカウンセラー等の外部の専門家を加える。）

イ「対応支援チーム」

【役割】

- ・ いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）への対応
- ・ いじめ事案に関する幼児児童情報などの集約
- ・ いじめ事案発生時の初期対応

【メンバー】

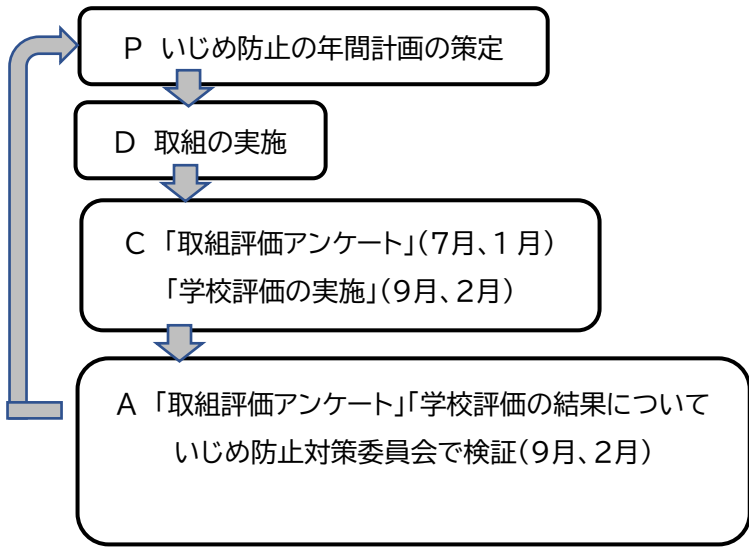
(本校)教頭、部主事、生活指導部主任、学年主任、保健主事、養護教諭
 (ひがしうら校舎)教頭、部主事、教務主任、学年主任、養護教諭

(2) 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、幼児児童を傷つけたり、他の幼児児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 幼児児童と触れ合う時間をできる限り多くとる。
- ・ 幼児児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、幼児児童が相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、幼児児童の言動に細心の注意を払う。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

(3) 具体的な取組について

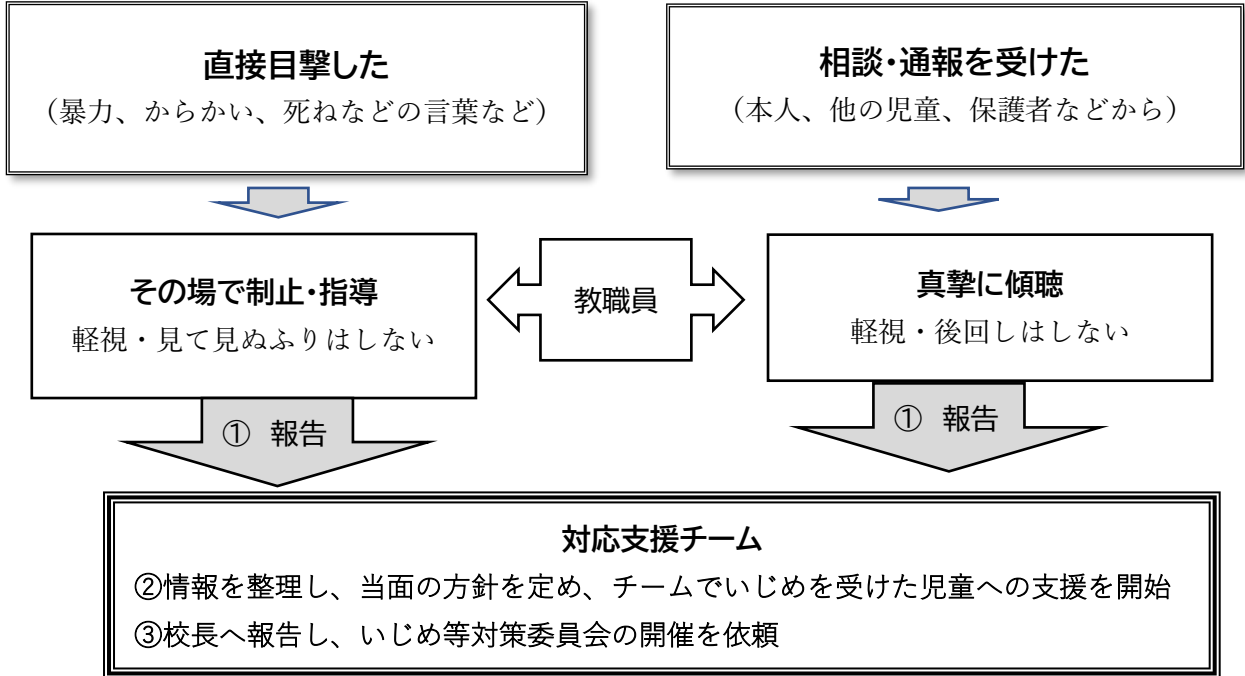
	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関との連携
未然防止	ア いじめに対する共通理解を図る。	○全教職員に対して、校内研修を実施する。 ○幼児児童に具体的ないじめ事例を提示する。	○本方針の公開
	イ 幼児児童がいじめに向かわない態度・能力を育成する。	○道徳教育や人権教育の充実を図る。 ○体験活動や読書活動を推進し、社会性を養う。 ○ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を養う。	○地域と連携した体験活動の実施 ○学校評議員への学校行事公開
	ウ いじめを生まないための指導に留意する。	○一人一人の幼児児童を大切に、「分かる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに努める。 ○教職員の不適切な指導により、いじめを助長することがないよう細心の注意を払って指導に当たる。 ○幼児児童自らがいじめなど、生活指導上の	○保護者・地域への授業公開 ○懇談会の実施 ○参観の実施

		課題について考える取り組みを積極的に実施する。	
	エ 自己有用感や自己肯定感を高める。	○クラスや委員会活動などで一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会の提供に努める。 ○体験活動を通して、社会に貢献しているとの思いが得られる機会の提供に努める。	○地域と連携した体験活動の実施
早期発見	全教職員が、いじめの兆候を見逃さず、積極的にいじめの認知に努める。		○日常的な観察
	ア 心のアンケートを定期的 に実施する。	○1年に2回、心のアンケートを実施する。 (7月、1月) ○心のアンケートの質問項目や実施方法については適宜検討し、いじめの通報や児童自らがいじめなど、生活指導上の課題について考える取り組みの一助となるものとする。	○心のアンケート 結果や認知件数の 公開
	イ 教育相談の充実 SNS相談	○毎学期、学校外の相談窓口を周知する。 ○適宜、個人面談を実施する。 ○相談する先が24時間365日あることを児童に周知する。	○個人懇談会で聞き取り実施
点検 検証 見直し	各年度の取組については下の【P D C Aサイクル図】で検証する。 【P D C Aサイクル図】  <pre> graph TD P[P いじめ防止の年間計画の策定] --> D[D 取組の実施] D --> C["C 「取組評価アンケート」(7月、1月) 「学校評価の実施」(9月、2月)"] C --> A["A 「取組評価アンケート」「学校評価の結果について いじめ防止対策委員会で検証(9月、2月)"] A --> P </pre>	○各年度の取組について学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。	
	※「取組評価アンケート」は全教職員対象に実施する。		

3 いじめへの対処(事案発生時の対応)

(1) 発見・通報を受けた際の対応

いじめが発生した場合の対応の流れ



「いじめ不登校対策委員会」を開き、事実を迅速正確に報告

◆情報の共有→◆対応策の検討→◆関係児童への事情聴取→◆いじめの有無の確認→**いじめの認知**

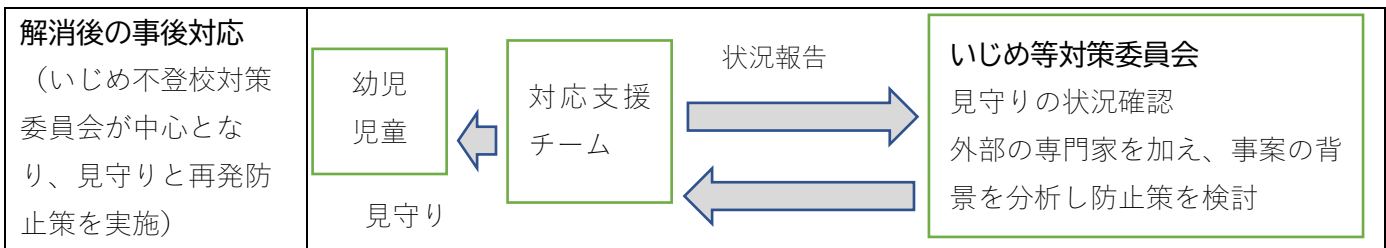
いじめの認知・県教育委員会への報告

関係児童への支援や指導の方策を検討(外部機関との連携を積極的に検討)

- ◆被害・加害児童の保護者への連絡
- ◆被害児童の安全確保・心のケア(養護教諭・ssc)
- ◆加害児童への指導(学年主任・生活指導主任)
- ◆聞き取りの内容を、時系列に正確に記録



一定の解消



(2) いじめられた幼児児童・保護者への対応

- ア 幼児児童・保護者に寄り添った対応を心掛け、希望する支援などを聞き取る。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報など十分に配慮した上で、速やかに幼児児童・保護者に伝える。
- ウ 幼児児童の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- エ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- オ 外部専門家（スクールカウンセラー等）との連携を積極的に提案する。
- カ いじめた幼児児童との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- キ インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

(3) いじめた幼児児童・保護者への対応

- ア いじめられた児童・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- ウ いじめられた幼児児童・保護者の意向を確認しながら幼児児童の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手児童に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ等対策委員会で検討する。
- エ 指導に当たっては、いじめた幼児児童の行為の背景に着目し、必要な支援を行う。
- オ 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー等）との連携を提案する。
- カ いじめられた幼児児童との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- キ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(4) いじめが起きた集団への働き掛け

- ア いじめられた幼児児童・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の幼児児童への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る幼児児童の保護者に十分な説明を行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の幼児児童の個人情報などに十分に配慮する。
- ウ いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。
- エ 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。
- オ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- ア いじめにより幼児児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより幼児児童が相当の期間（年間30日を目安とする）又は一定期間連続して学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 幼児児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に関わる調査の指針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

5 年間指導計画

月	諸会議・校内研修など	未然防止の取組	早期発見の取組
4	職員会議 指導方針・指導計画 児童情報交換会 合同学年会	互いを認め合う学級づくり 学校生活のきまりについて	個人懇談週間 ・保護者との情報共有
5	いじめ不登校対策委員会① 合同学年会	児童朝会	
6	合同学年会	児童朝会	
7	合同学年会	児童朝会 心のアンケート 携帯電話安全教室 (高学年)	
8			
9	合同学年会	児童朝会	個人懇談週間 ・保護者との情報共有
10	合同学年会	児童朝会	
11	合同学年会	児童朝会	
12	合同学年会	児童朝会 人権週間	
1	合同学年会	児童朝会 心のアンケート②	
2	合同学年会 いじめ不登校対策委員会②	児童朝会	個人懇談週間 ・保護者との情報共有 ・心のアンケート公開
3		児童朝会	